

日審 H18-10-31
平成 18 年 10 月 31 日

環境省水・大気環境局
土壌環境課長 様

特定非営利活動法人
日本地質汚染審査機構
理事長 楡井 久

指定調査機関の現況報告及び指定調査機関の指定の基準に係る
取り扱いについての関連資格追加の御願い

拝啓

錦秋の候、貴職ならびに貴機関いよいよご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴機関よりの平成 18 年 10 月 17 日付け指定調査機関の現況報告及び指定調査機関の指定の基準に係る取り扱いについて、指定調査機関現況報告書の記載欄“5. 関連資格保有状況”資格名で土壌環境管理士（(社)土壌環境センター）、土壌環境保全士（(社)土壌環境センター）、土壌環境リスク管理者（(社)土壌環境センター）、地質調査技士「土壌・地下水汚染部門」（(社)全国地質調査業協会連合会）をあげられており、それぞれの資格保有者数を記入するように指示されております。しかし、いずれも民間の資格であり国家資格ではありません。

指定調査機関現況報告書記載内容から判断すると、上記 4 資格を保有している者以外は土壌汚染調査を行うことは認めず、国家資格である技術士、環境計量士、公害防止管理者等も排除するかのように読みとれます。

当特定非営利活動法人 日本地質汚染審査機構では平成 14 年度から地質汚染診断士認証業務を開始し、平成 18 年度第 8 回試験までに 45 名の地質汚染診断士を認証いたしております。「地質汚染診断士」は、地質汚染問題に総合的に対処できる高度な知識とトレーニングを積み、高い環境倫理感をそなえた技術者として当法人が認証する独自の資格です。当法人は、日本地質学会関東支部から引き継いで 16 回（平成 17 年度）を重ねる「地質汚染調査浄化技術研修会」により、地質汚染問題が今日ほど顕在化するはるか以前から、正しい技術力の普及と向上を図ってきました。長年の研究成果と多くの現場実績にもとづいた高い技術力と環境倫理を有する地質汚染診断士は、地質汚染分

野において我が国でもっとも権威ある信頼と安心の民間資格であると自負しております（地質汚染診断士規約を同封いたしましたので、ご参照ください）。

つきましては、指定調査機関現況報告書 5. 関連資格保有状況に地質汚染診断士（NPO法人日本地質汚染審査機構）を追加していただきたく強く要望いたします。本御願いは、当法人担当者が直接お伺いして提出すべきではありますが、研修会を控えているなどの諸般の事情もあり郵送にてお届けいたしますことをお許しください。できましたら、貴担当者と協議したい所存であります。

当法人の担当は副理事長と理事の2名が担当いたします。

〒262-0033

千葉県千葉市花見川区幕張本郷5丁目24-1 ローズハイツ1号

Tel : 043-213-8507

FAX : 043-213-8508

E-mail : npo-geopol@nifty.com

担当：藤崎克博（副理事長）

上砂正一（理事）

敬具